

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する
法律

八

◎土砂災害警戒区域等における土砂災

ることができるようになることが喫緊の課題となつております。

害防止対策の推進に関する法律の一
部を改正する法律

(平成二二年一月二五日法律第五二号)

一、提案理由(平成二二年四月八日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣(前原誠司君) おはようございます。

ただいま議題となりました土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十六年の新潟県中越地震、平成二十年の岩手・宮城内陸地震においては、河道閉塞による甚大な被害が懸念されたところであります。こうした大規模な土砂災害が急迫している場合に、住民の生命及び身体を保護するためには、住民に対し避難指示をする役割を担う市町村において、避難指示の判断の根拠となる災害の想定される区域や発生時期に関する情報を入手す

次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、重大な土砂災害の急迫した危険があるときには、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合は国土交通大臣が、その他の場合は都道府県知事が緊急調査を行うこととしております。

第二に、都道府県知事又は国土交通大臣は、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じることとしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二二年四月一四日)

○椎名一保君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震等による河道閉塞、いわゆる天然ダムの発生などにより、大規模な土砂災害が急迫している場合において、市町村長が適切に避難指示をすることができるよう国又は都道府県による緊急調査の実施並びに市町村長の避難指示の判断に資する情報の提供などの技術的支援について定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、現行土砂災害防止法に対する評価とそれを受けた本法律案による改正の意義、市町村に対する緊急情報提供の方法や問題点、高齢者など災害時要援護者や過疎地における避難体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二二年四月一三日)

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにはかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大軒な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。

二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。

三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにはかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。

右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する
法律

一〇

三、衆議院国土交通委員長報告

（平成二二年一月一日）

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、重大な土砂災害が急迫している場合、市町村長が適切に避難指示を行えるよう、国土交通大臣または都道府県知事による緊急調査などの技術的支援について定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、土砂災害の発生原因に、河道閉塞による湛水を加えること、

第二に、重大な土砂災害の急迫した危険があるときには、特に高度な専門的知識及び技術が必要である場合は国土交通大臣が、その他の場合は都道府県知事が、緊急調査を行うこと、
第三に、都道府県知事または国土交通大臣は、市町村長による避難指示の判断に資するため、緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、市町村長等に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないことなどであります。

本案は、第百七十四回国会に提出され、去る四月十四日参議院において原案のとおり可決の上、本院に送付され、継続審査となつていただものであります。

今国会は、本委員会において、去る十月二十九日馬淵国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月五日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二二年一月五日）

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たつては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大軒な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。

二 緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措

置を積極的に講じること。

三 土砂災害緊急情報の一般への周知が市町村長による避難指示等の発令前に行われることが想定されることにかんがみ、土砂災害緊急情報の運用に当たっては、地域住民の対応等に混乱が生じることのないよう、その周知方法及び内容等について特段の配慮を行うこと。

四 過疎化や高齢化等の進行により地域の防災力が低下していることにもかんがみ、学校教育における防災知識の普及や地域住民への各種情報の提供及び周知の徹底が図られるよう、地方公共団体と連携して取り組むこと。

五 大規模地震、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにもかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図つていいこと。

四、参議院国土交通委員長報告

(平成二十三年一月一七日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地震等による河道閉塞、いわゆる天然ダムの発生等による土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

生などにより重大な土砂災害が急迫している場合において、市町村長が適切に避難指示等をすることができるよう、国又は都道府県による緊急調査の実施、市町村長の避難勧告又は指示の判断に資する情報の提供等について所要の規定を設けようとするものであります。

本法律案につきましては、第百七十四回国会において本院先議で審査した後、衆議院で継続審査中であります。今国会において議決の上、本院へ送付された次第であります。委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年一月一六日）

政府は、河道閉塞、集中豪雨等、近年、想定を超える災害が発生していることにもかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、土砂災害防止対策基本指針を定めるに当たっては、適時・的確な避難による土砂災害の被害の大幅な軽減を実現すべく、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

一一一

情報の通知及び周知の徹底が図られるよう、十分配慮すること。

二、緊急調査については、実効性あるものとなるよう、技術の向上、実施体制の充実強化等に努めること。また、都道府県知事が実施する緊急調査について、人材育成等必要な支援措置を積極的に講じること。

三、大規模水害等、土砂災害以外の重大な自然災害についても、深刻な被害が予想されていることにかんがみ、国や地方公共団体による計画的な対策の推進を図っていくこと。

右決議する。